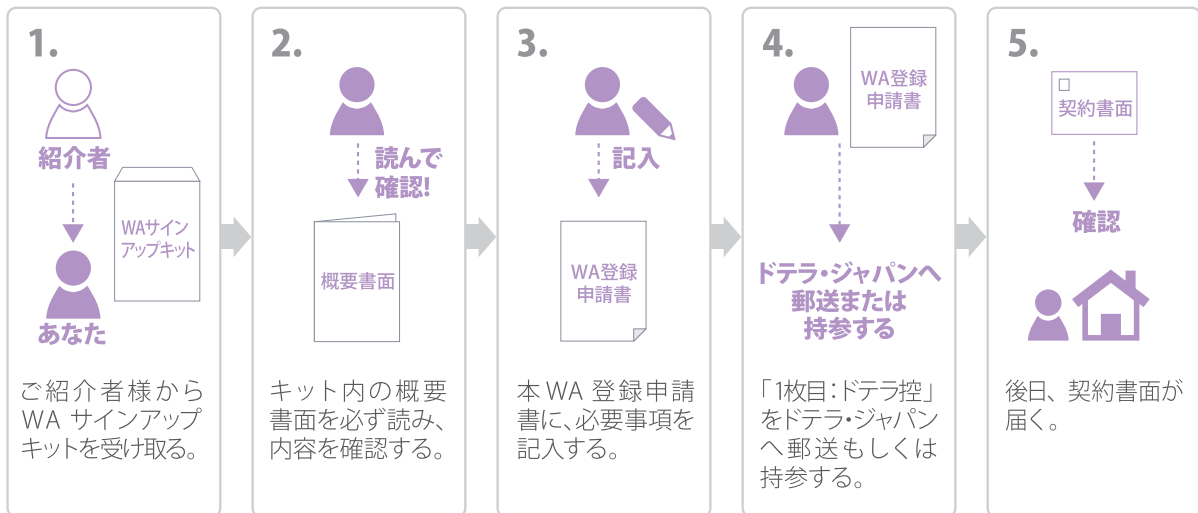


dōTERRA®

ウェルネス・アドボケイト (WA) 登録申請書

概要書面をよくお読みいただき、契約内容をご確認のうえ、ご記入ください。

WA 登録の流れ



ご記入にあたっての確認リスト

- IDをお持ちの方は記入しましたか(登録内容変更またはNFR登録済みの方)。
- 「個人」と「法人」のいずれかに を入れましたか。
- 申請日を記入しましたか。
- 【STEP1】～【STEP3】に、必要な情報をもれなく記入しましたか。
- 「同意欄」に申請者本人が署名しましたか。
- 登録キット以外の製品をご希望の方は、まず【STEP3】で登録料を選択したうえ【STEP4】にご希望の製品を記入してください。また、登録キットを選択された方でそのほかの製品もご希望の方は、同じく【STEP4】に記入してください。
- 【STEP5】の支払方法を選び、手数料、送料、PV、製品代金等の合計額を記入しましたか。

WA登録申請書は必ず原本 1枚目:ドテラ控 をご提出ください(コピー不可)。

サインアップキットに同封の返信用封筒でご郵送いただくか、ドテラ・ジャパンまで直接お持ちください(FAX不可)。

■ クーリング・オフについて ■

(1) WAは、次のどちらか遅い方を起算日として、20日以内であれば、理由の如何を問わず、書面により本契約を解除することができます。

- ①特定商取引法上の契約の内容を明らかにした書面(契約書面)を受領した日、または
- ②商品の最初の引渡しを受けた日

(2) 上記(1)の記載にかかわらず、WAは、次のいずれかの場合において上記(1)に記載する期間を経過するまでに契約の解除を行わなかったときは、改めてドテラ社から契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた後、20日以内であれば書面により本契約を解除することができます。

- ①勧誘者が契約解除を妨げるため、解除に関する事項につき不実のことを告げることにより、WAが当該告知内容を事実であると誤認をした場合、または
- ②WAが勧誘者により威迫されたことにより困惑した場合

(3) 上記(1)または(2)に記載する解除において、ドテラ社はWAがドテラ社に支払った金額の全額(消費税を含む)を速やかにWAに返金するものとします。

(4) 上記(1)または(2)に記載する解除の場合、関連する資料・書面及び商品等の返送費用はドテラ社が負担するものとします。

(5) 上記(1)または(2)に記載する解除の場合、ドテラ社が損害金や違約金を請求することはありません。

(6) 上記(1)または(2)に記載する解除は、本契約の解除を行う旨を記載した書面をWAが発信したときに効力が生じます。